第2章
全体構想

1　都市づくりの基本理念と目標 …… 43
　1.1　羽村市の特徴 …… 43
　1.2　上位計画が目指す将来像 …… 44
　1.3　都市づくりの基本理念と目標 …… 45
2　都市の姿 …… 47
　2.1　現在の都市の姿 …… 47
　2.2　将来の都市の姿 …… 52
　2.3　将来都市構造 …… 54
3　分野別の基本方針 …… 56
　3.1　土地利用に関する基本方針 …… 56
　3.2　交通体系に関する基本方針 …… 59
　3.3　公園･緑地等に関する基本方針 …… 61
　3.4　その他都市施設に関する基本方針 …… 63
　3.5　安全･安心なまちづくりに関する基本方針 …… 64

1　都市づくりの基本理念と目標

1.1 羽村市の特徴

本市の都市づくりの特徴は、長年に渡って継承してきた自然・歴史・文化的な資産と、住宅地と工業団地が調和した職住近接のまちづくりに代表されます。

将来の都市づくりに向けては､これらがさらに本市の魅力になるように都市づくりに取り組んでいきます。

「都市づくり」からみた羽村市の特徴と魅力		
自然･歴史･文化を象徴する多摩川とその周辺	市内を流れる「多摩川」の存在	■多摩川の河岸段丘の上に形成された都市 ■豊かな自然環境を象徴する崖線の緑 ■羽村らしさを感じさせる歴史的･文化的遺産である玉川上水と羽村堰 ■多摩川の上流にある､昔ながらのおもかげを残す田園風景
土地区画整理事業により計画的に整備された市街地	計画的な土地利用とコンパクトな市街地	■土地区画整理事業で整備された住宅地 ■計画的に進めてきた工業団地 ■計画的に配置された公園や緑地帯 ■歩いてアクセスできる市内2駅の鉄道駅
	計画的に進められた都市計画道路等の整備	■90%を上回る都市計画道路整備率 ■土地区画整理事業により整備された市街地 ■土地区画整理事業により一体的に整備された羽村駅東口及び小作駅の駅前広場
活力ある産業の存在	自立性を高めている産業の立地	■工業団地に立地する競争力のある製造業 ■就業者の存在によるバランスのとれた昼夜間の都市人口 ■市民や事業所の購買力に支えられた商業

1.2 上位計画が目指す将来像

本市が都市づくりを行う上で整合を図るべき上位計画及び長期総合計画の目標は以下のとおり定められています。

(1) 東京都の計画における将来像

東京都の計画は、多摩の都市像の基本理念に「自立と連携」を掲げ、「核都市広域連携ゾーン」では、「核都市や生活圏レベルの拠点都市を中心に自立し、地域の内外と連携する多様な機能を持ち、自立性の高い地域を形成する」こととしています。

この「核都市広域連携ゾーン」の「住工複合地区」においては、「産業構造の変化に対応した工業の機能更新を図るなど、産業と居住が調和した活力あるまち」を形成することとしています。

また、みどりづくりの目標においては、多摩川をみどりの軸として整備に取り組むこととしています。

(2) 福生都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の将来像

東京都が目指す都市像の実現に向けて、福生都市計画が目指すべき将来像は以下のとおり定められています。

- 羽村駅周辺において、商業機能の強化をめざし、市街地開発事業により都市基盤整備を行う。
- 核都市や隣接する埼玉県と連携して多摩地域の自立性を高めるため、鉄道との立体交差化及び幹線道路の整備を行い環状方向の強化を図る。
- 市街地周辺の多くの自然を有する地域については、雑木林や農地等を積極的に保全し、自然と調和した住宅地の整備を図っていく。
- 公共空間のバリアフリー※化や住環境整備などを進め、誰にとっても住みやすいやさしいまちづくりをめざす。

(3) 市の将来像

本計画の上位計画である第四次羽村市長期総合計画の将来像は、次のとおりです。

～ひとに心　まちに風～　いきいき生活・しあわせ実感都市　はむら

この将来像を実現するために、次の基本目標を定め、施策の大綱の柱としています。

基本目標Ⅰ　支えあい　いきいきと暮らせるまち
基本目標Ⅱ　学びあい豊かな心を育むまち
基本目標Ⅲ　環境にやさしい安心して暮らせるまち
基本目標Ⅳ　美しく快適な住みよいまち
基本目標Ⅴ　活力に満ちた　にぎわいのあるまち

※バリアフリー：障害者や高齢者が生活していく際の障壁（バリア）を取り除き、誰もが暮らしやすい生活・社会環境をつくろうという考え方。

1.3 都市づくりの基本理念と目標

現状の把握と課題、社会構造のこれからの変化、上位計画の目標等を踏まえて、本市の都市づくりの基本理念と目標を次のように定めます。

（1）都市づくりの基本理念

これまで本市は、多摩川や崖線等の緑に恵まれた自然環境を活かし、土地区画整理事業により整然としたまちづくりを着々と進めてきました。

その結果、多摩川の自然と都市基盤の整備された住環境に恵まれた職住近接の都市として発展してきました。

今後は、これら魅力ある地域の資産と整備された都市基盤等を維持するとともに積極的に活用し、都市機能がバランスよく配置され防災や安全面など将来に渡り安心して暮らせることができる都市、自然や都市空間の向上など美しく良好な景観の形成が図られた都市、産業活動や商業拠点の形成が図られた、にぎわいと活力のある都市を目指していきます。

また、広域連携により東京圏全体の一体的な機能の発揮を図るため、周辺市町と連携した魅力と活力にあふれた都市づくりに取り組んでいきます。

このことから、国・東京都の上位計画等を踏まえ、本市の「第四次羽村市長期総合計画」や東京都が定める「福生都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市づくりの基本理念を次のように定めます。

安全・安心で自立した都市
美しく魅力あふれる都市
楽しく活力ある都市　羽村

（2）都市づくりの目標

都市づくりの基本理念に基づき、都市づくりの目標を次のとおり設定します。

目　標		目標実現に向けた取り組みの方向
安全･安心で自立した都市 ―住み続けられる都市―	連携と交流の 活発な都市	■未着手の都市計画道路の整備を進め、広域的な連携･交流が図れる道路体系の構築を推進していきます。 ■各種の都市機能がバランスよく配置された都市づくりを推進していきます。
	安全･安心で やさしい都市	■誰にもやさしいユニバーサルデザインを取り入れた都市づくりを推進していきます。 ■防災や安全面などで将来も安心して暮らせる市街地の整備を推進していきます。
	環境にやさしい都市	■コンパクトな市街地と鉄道やコミュニティバスの利用促進、新たな交通手段などを活かし、過度に自動車依存しない、環境負荷の少ない都市づくりを推進していきます。 ■豊かな水と緑と羽村の歴史や風土を活かし、環境にやさしい都市づくりを推進していきます。
美しく魅力あふれる都市 ―住みたくなる都市―	清流と緑豊かな都市	■多摩川周辺や崖線の緑、公園･緑地などの恵まれた緑の保全、修復、創出に努め、自然環境と調和した都市づくりを推進していきます。 ■多摩川の水辺に、市民がレクリエーションを楽しめる交流拠点の整備を推進していきます。 ■自然の緑と街なかの緑を結ぶネットワークを形成し、歩いて楽しい、緑豊かな都市づくりを推進していきます。
	美しく快適な都市	■羽村駅西口土地区画整理事業については、美しく快適で住み良い活力に満ちた都市づくりを推進していきます。 ■事業者や市民と協働で、地区計画等を活用して、美しく良好な景観の形成や、都市空間の質の向上と魅力あふれる都市づくりを推進していきます。
楽しく活力ある都市 ―住んで楽しい都市―	にぎわいのある都市	■駅前地区や市役所通りにおいては、既存の都市ストックの活用や土地区画整理事業による土地利用の実現により商業活力のある拠点形成を推進していきます。
	産業活動が 継続できる都市	■工場などの産業やその他の都市活動が調和した都市環境を整備し、工場等の活動が継続できる活気ある都市づくりを推進していきます。 ■農産物の地産地消の推進を図ることや防災機能などの多面的な機能を持つ農地の保全を推進していきます。

2　都市の姿

2.1 現在の都市の姿

本市には多摩川とその流れが形作った河岸段丘があり、北西から南東方向に崖線が伸びています。

このような自然地形に沿って鉄道や幹線道路が形成され、本市の骨格となる交通軸を形成しています。

JR青梅線以東では、昭和30年代から土地区画整理事業による基盤整備を行ってきたことから、格子状の道路網や公園、緑地などが整備されているとともに、戸建住宅を中心とする住宅地が広がり工業団地も形成されるなど、職住が調和し整然としたまち並みを形成しています。

幹線道路については、都市計画道路3・4・28号線（通称　動物公園通り）や3・3・30号線（通称産業道路）が整備され、栄・緑ヶ丘工業団地や神明台工業団地等の産業活動を支えていますが、さらに首都圏中央連絡自動車道の開通で南北交通軸としての機能を一層高めることとなっています。

また、JR青梅線と並行する3・4・31号線（通称　市役所通り）の沿道では商業が立地しているとともに、公共公益施設が集積する行政サービス拠点も形成されており、市のメインストリート（シンボルロード）となっていることから、歩道の拡幅等の整備を行い羽村駅及び小作駅の周辺に形成された商業拠点を結ぶ商業軸の形成を進めています。

一方、JR青梅線以西は多摩川などの自然に恵まれ、水田や崖線、屋敷林などの緑が多い地域となっているとともに、昔ながらの住宅地が広がっています。

この地域の南北方向の交通軸には、都市計画道路3・4・5号線（通称　新奥多摩街道）がありますが、狭あいな道路も多いことから、その解消に向けた整備計画の策定に取り組んでいます。

また、羽村駅西口地区については計画的な基盤整備がされていないため、市街地の進展や商業集積が立ち遅れた状態にあるとともに、狭あいな道路に沿って住宅が立ち並ぶなど、スプロール化現象が進行していることから、土地区画整理事業による整備を進めています。

なお、JR青梅線に並行する南北交通軸に比べJR青梅線を横断する東西交通軸が少ないことから、円滑な交通網の整備を図るため都市計画道路3・3・33号線（小作街道線）の立体交差化の整備を行い、さらに、都市計画道路3・4・16号線（通称　栄小通り）の立体交差事業を進めています。

図2.1　広域道路網

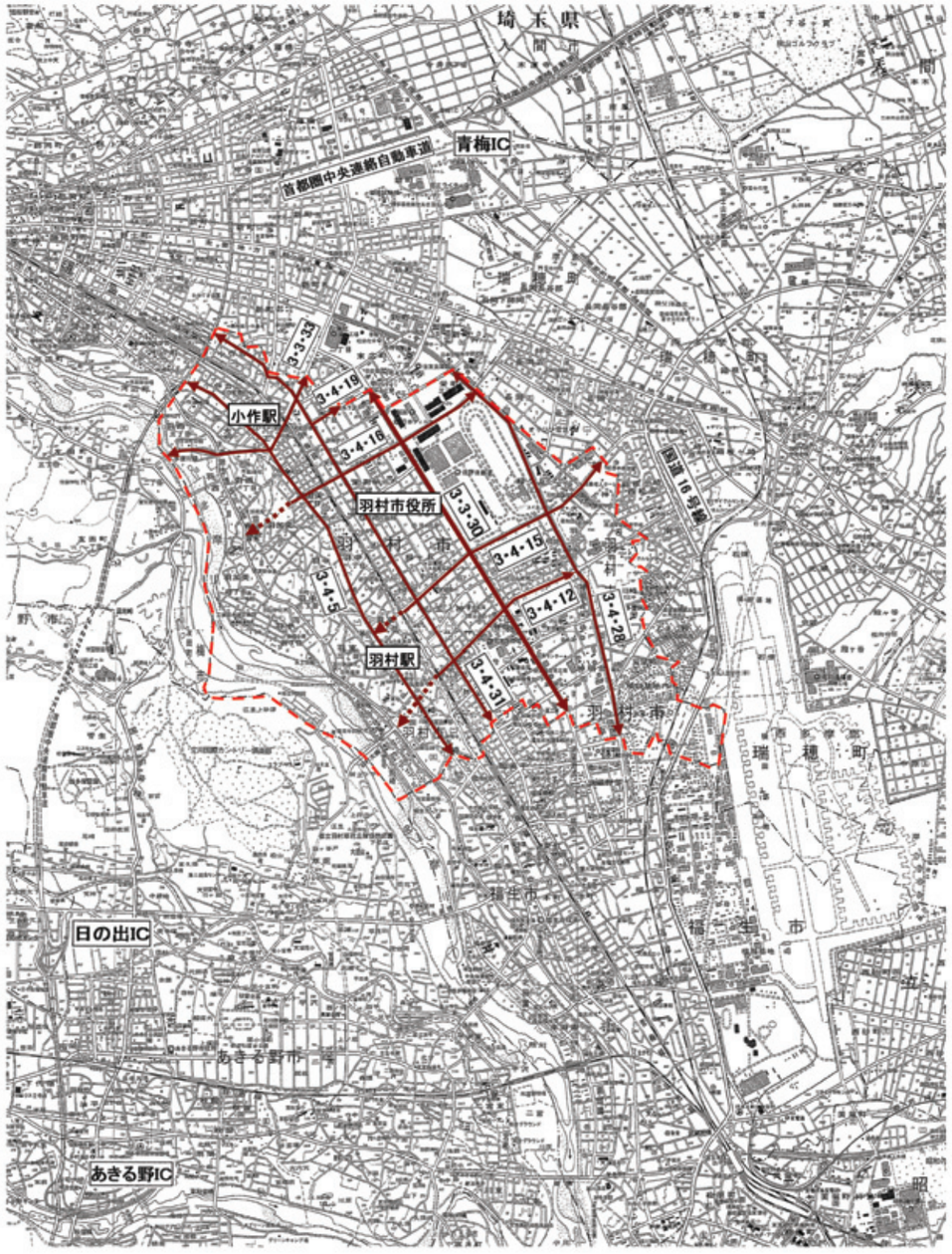

（1）ゾーン区分

地形や道路網、土地利用の現状から、本市は大別すると図2.2に示すように3つのゾーンに区分できます。

Aゾーンは、早くから農業集落として開けた崖線を含む以西地区で、現在では多摩川の水辺とその周辺の水田や樹林地などの豊かな緑と戸建住宅を中心とする閑静な住宅地が広がる地域です。

Bゾーンは、崖線から都市計画道路3・3・30号線（通称 産業道路）までの地区で、JR青梅線をはさみ鉄道駅を中心として形成された市街地で、広い面積が土地区画整理事業により整備が進められた地区です。

Cゾーンは、都市計画道路3・3・30号線（通称 産業道路）から以東地区で、大半が昭和38年から始められた土地区画整理事業により基盤整備が進められ、工場が立地する地区と住宅地とで構成されていますが、今後整備が必要な市街化調整区域もある地区となっています。

各ゾーンの特性を表2.1に示します。

図2.2　ゾーン区分

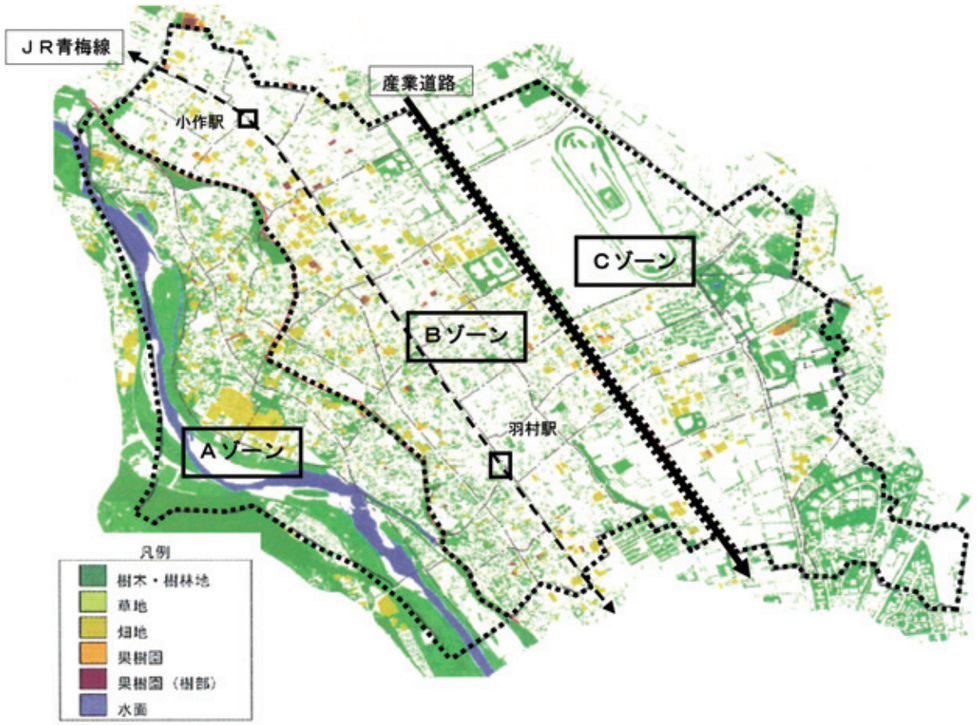

表2.1　ゾーン特性

ゾーン	ゾーン特性
Aゾーン	**低層住宅地と崖線の緑や農の緑が共存するゾーン** ・多摩川の低位段丘面の上に早くから開けた地区で、地域の幹線道路には奥多摩街道があり、一部の沿道を除く奥多摩街道沿道は第一種中高層住居専用地域に指定されているとともに、玉川二丁目は第一種住居地域、その他は第一種低層住居専用地域に指定されています。 ・東西方向の幹線道路については、都市計画道路3・4・12号線（通称　羽村街道）と都市計画道路3・4・16号線（通称　栄小通り）が奥多摩街道まで延伸する計画となっています。 ・奥多摩街道の周辺には、屋敷林などが残る閑静な住宅地が広がっています。 ・狭あいな生活道路が多く残る地区となっています。 ・多摩川の水辺や崖線の緑、一団の農地が存在し、緑豊かな環境が広がる地区です。

ゾーン	ゾーン特性
Bゾーン	**土地区画整理事業が概ね完了した地区で低・中高層住宅地が広がり、商業・業務及び行政サービス機能が集積するゾーン** ・地形的には、JR青梅線を挟んで多摩川の中位段丘面及び高位段丘面上に羽村駅、小作駅を中心として市街地が形成されてきた地区となっています。 ・南北方向の幹線道路である都市計画道路3・4・31号線（通称　市役所通り）は市のメインストリートとなっており、沿道には商業・業務及び行政サービス機能等の都市機能が集積しています。 ・JR青梅線以西地区の南北幹線道路は都市計画道路3・4・5号線（通称　新奥多摩街道）があり、沿道は第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域が指定されています。 また、土地区画整理事業が完了した住宅市街地は、第一種中高層住居専用地域が広く指定され、一部に第一種低層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域が指定されています。 ・羽ヶ上地区及び栄町の一部に地区計画が策定され、良好な住環境の確保に努めています。 ・羽村駅西口については、「美しく快適で住みよい活力に満ちたまち」を目標に土地区画整理事業を進めています。 ・東西方向の幹線道路である都市計画道路3・4・16号線（通称　栄小通り）はJR青梅線と交差していることから、立体交差の工事を進めています。また都市計画道路3・4・15号線（通称　水道道路）及び都市計画道路3・4・12号線（通称　羽村街道）も土地区画整理事業による整備を計画しています。 ・都市計画道路3・3・33号線（小作街道線）や都市計画道路3・4・19号線（工業2号線）及び都市計画道路3・4・16号線（通称　栄小通り）は首都圏中央連絡自動車道青梅ICへのアクセス機能を担っています。 ・都市計画道路3・4・12号線（通称　羽村街道）は瑞穂町やあきる野市とを結ぶ幹線道路で、首都圏中央連絡自動車道日の出ICへのアクセス機能を担っています。 ・羽村駅及び小作駅周辺は本市の商業・業務機能の拠点となっています。 ・行政サービス機能の集積は、市役所周辺及び図書館、生涯学習センターゆとろぎの周辺に形成されています。 ・地区内には工業専用地域が指定されている栄・緑ヶ丘工業団地と準工業地域及び工業地域に指定されている神明台工業団地があります。 ・富士見公園や武蔵野公園、栄緑地や水木緑地など都市計画公園や都市計画緑地が計画的に配置されています。

ゾーン	ゾーン特性
Cゾーン	**工場が立地する地区と住宅が立地する地区から構成され、市街化調整区域に行政サービス機能が立地するゾーン** ・地形的には高位段丘面上に形成された地区で、工場が立地する地区と住宅が立地する地区から構成され、工場跡地の一部で土地利用の混在が見られる地区です。また、市街化調整区域を有する地区です。 ・大規模工場が立地する栄・緑ヶ丘工業団地は工業専用地域が指定され、また神明台工業団地については準工業地域と工業専用地域が指定されています。 ・住宅市街地はほとんどが第一種中高層住居専用地域に指定されています。また富士見平・神明台地区地区計画を定め、良好な住環境の確保に努めています。 ・市街化調整区域の羽字武蔵野等地区は、砂利採取跡地の土壌環境に配慮するとともに、道路等の整備を計画的に行い、市街化区域への編入に向けて課題を整理し、関係機関と引き続き協議しながら進めていく計画となっています。 ・南北方向の幹線道路は幅員25mの都市計画道路3・3・30号線（通称　産業道路）及び幅員16mの都市計画道路3・4・28号線（通称　動物公園通り）があります。 ・都市計画道路3・3・30号線（通称　産業道路）は、周辺工場の活動を支える道路であるとともに首都圏中央連絡自動車道青梅ＩＣへのアクセス機能を担っています。 ・都市計画道路3・4・28号線（通称　動物公園通り）については周辺の土地利用と調和する道路整備を進めています。 ・東西方向の幹線道路については、都市計画道路3・4・16号線（通称　栄小通り）、都市計画道路3・4・15号線（通称　水道道路）、都市計画道路3・4・12号線（通称　羽村街道）があり、首都圏中央連絡自動車道青梅ＩＣや日の出ＩＣへのアクセス機能を担っています。 ・羽村公園（動物公園）やあさひ公園、あさひ緑地など都市計画公園や都市計画緑地が土地区画整理事業により計画的に配置されていますが、整備が必要な双葉町地区は、公園や緑地が少なく、また狭あいな道路が多い地区となっています。

2.2 将来の都市の姿

市街地の広い範囲で都市基盤整備を完了している本市の今後の都市づくりは、より質の高い都市空間の創出に向けて、今まで整備してきた都市基盤を維持するとともに活用し、必要な改善や修復、あるいは景観やデザインの質を高めていくことなどの取り組みを進めていく必要があります。

（1）安全・安心で自立した都市―住み続けられる都市―

市民の生活空間を整備する観点からは、防災や安全面など将来も安心して暮らせる市街地の整備や、高齢社会に対応するユニバーサルデザインを取り入れた誰にもやさしい安全・安心な都市づくりが求められています。

また、環境問題に対する意識の高まりから、徒歩や自転車利用など環境負荷が少なく、自然環境にもやさしい都市づくりが求められています。

このことから、次に示す施策は重要であり、安全で安心して住み続けられる都市づくりを推進します。

- 土地区画整理事業の推進による安全なまちづくり
- 修復型の事業手法などによる狭あい道路の解消
- 交差点の改良などによる安全・安心な道路整備
- 歩行者や自転車が利用しやすい歩道の拡幅や段差解消などの道路整備
- 安全で快適に出歩けるバリアフリーの歩道ネットワークの整備

（2）美しく魅力あふれる都市―住みたくなる都市―

国全体で景観や美しい自然環境への意識が高まりつつあります。

本市でも、地域の資産として羽村市民が誇ることのできる多摩川の水辺の景観や河川周辺に広がる豊かな自然環境を保全し維持するとともに活用して、市民にとって一層身近なものにしていくことが大切です。

このことから、多摩川とその周辺の水田や樹林地のある景観の維持を図ります。さらに市域において住宅地や商業地における景観的連続性を配慮した良好なまち並みの形成、工場と住宅の共存できる土地利用の誘導などを目的に、事業者や市民と協働で地区計画等を活用して、美しく魅力あふれる都市づくりを推進します。

特に、多摩川周辺をはじめとする美しい自然や魅力的なまち並みを市域で誰もが楽しめるよう、次の施策に取り組んでいきます。

- 多摩川や玉川上水の水辺の緑や崖線の緑が連続する景観の形成と、それらの緑と公園・緑地や街路樹を結ぶ緑のネットワークの形成、歩いて楽しい散策道の整備
- 自然体験、環境学習、レクリエーション等で活用できる水辺の市民交流拠点の整備
- 地区計画等の活用による良好な住環境の維持・形成

(3) 楽しく活力ある都市―住んで楽しい都市―

高齢社会の到来は、市民が地域で過ごす時間が増え地域への参加活動等を通して地域への関心が高まることから、市民が快適で楽しい生活を送れるよう、市民相互の交流の場を創出していきます。

また、都市にとって産業の活力の維持は重要であることから、商業については都市の魅力の向上を図るよう中心市街地の活性化に取り組んでいくとともに、工業については地域の雇用や経済の活性化を図ることができる大変重要な産業であることから、長期的に安心して操業を継続できる環境を整備していく必要があります。

一方、農業については地元で生産された新鮮で安全な農産物を提供することで地産地消が推進されるとともに、農業生産を支える農地は生産の場だけでなく、防災機能や緑地の提供、潤いのある景観の形成など多目的な機能を持っています。

このことから、営農環境における様々な困難に配慮しつつ維持及び保全を図っていく必要があります。

これらのことを踏まえ、次の施策に重点的に取り組んでいきます。

- イベントなどで多数の市民が集える交流の場（羽村堰周辺や水田、動物公園等）や近隣住民が日常的に交流できる場（公園等）の整備
- 沿道の商業立地を活かした市役所通りのにぎわいのあるまち並みの整備
- 羽村駅西口土地区画整理事業による商業機能の集積と活力のある商業拠点の整備
- さくらまつりやチューリップまつり等の観光振興施策と連携した都市施設の整備
- 準工業地域及び工業地域における事業者が長期的に安心して操業ができるよう地区計画を活用した環境の整備
- 農産物の地産地消の推進と農地の維持及び保全

2.3 将来都市構造

将来の都市の姿の骨格を形成する交通軸及び水と緑の軸、都市活動の拠点の配置を図2.3に示します。

図 2.3　将来都市構造図

- 道の軸（高速自動車道）
- 道の軸（広域幹線道路）
- 道の軸（幹線道路）
- 街路樹のある主要歩道・緑地
- 水の軸（多摩川・玉川上水）
- 緑の軸（崖線の緑）
- メインストリート
- 行政界

- 行政サービス拠点
- 商業拠点
- 文化交流拠点
- レクリエーション交流拠点
- 新たな拠点づくり
- 工業機能の集積